



# 埼玉県報

第 2 5 7 0 号  
平成 2 6 年 2 月 2 1 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定\(税務課\)](#)
- [業務用HDデジタルシネマカメラシステムの購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成25年埼玉県告示第1267号の一部を改正する告示\(産業人材育成課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県立図書館システム移行等業務委託に関する契約の相手方等の公示\(浦和図書館\)](#)
- [埼玉県立図書館システム機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(浦和図書館\)](#)
- [電子複写機用再生紙3品目の単価契約に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道鴻巣川島線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道鎌塚鴻巣線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第2区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

# 告示

埼玉県告示第二百二十九号

平成二十三年埼玉県告示第四百二十号（埼玉県税条例の規定による申告等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十日までの間に到来するものについては、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）を除き、同年三月三十一日とする。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

都道府県名	地域
福島県	田村市及び南相馬市並びに伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村

# 告 示

埼玉県告示第百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
業務用HDデジタルシネマカメラシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ソニービジネスソリューション株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 落札金額  
57,225,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年11月12日

# 告 示

埼玉県告示第二百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一 八

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（二〇二のみ午前七時）から午後十時

（変更後）午前十時から午後十時

ただし、株式会社成城石井の開店時刻は午前八時からとする。

## ハ 変更年月日

平成二十六年二月十一日

## 二 届出年月日

平成二十六年二月十日

## 二 縦覧期間

平成二十六年二月二十一日から平成二十六年六月二十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十六年二月二十一日から平成二十六年六月二十三日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十二号

平成二十五年埼玉県告示第千二百六十七号（平成二十五年度後期技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

三イ1中「平成二十六年二月十六日（日）」を「平成二十六年三月二日（日）」に改める。

# 告示

埼玉県告示第二百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇二二二六 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字牛沼字西保戸窪四百八十九番三 他二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百二十六・一二九立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第二百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 許可番号

第二〇一〇九〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市番匠免二丁目六十九番一 他六百六十三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六万二千二百六十七立方メートル



# 告 示

埼玉県告示第百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立図書館システム移行等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立浦和図書館システム管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年12月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
37,052,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告示

埼玉県告示第百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立図書館システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立浦和図書館システム管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額  
45,191,538円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年12月6日

# 告 示

埼玉県告示第百三十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用再生紙 3 品目（単価契約） 28,300箱（A 4 判26,800箱、A 3 判1,300箱、B 4 判200箱）

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び物品仕様書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から平成27年 3 月31日（火）まで

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった品目ごとの単価に従って計算した総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年 3 月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年 4 月 1 日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月3日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月2日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月3日（木）午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年4月3日（木）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成26年3月26日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年3月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））



へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased

Papers for electronic copying machines: A4 size (26,800 boxes),A3 (1,300 boxes), B4 (200 boxes)

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;By 10:30 a.m.,April 3,2014

By mail;5:00p.m. April 2, 2014 In person;10:30 a.m. April 3 , 2014

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division,

Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,

Telephone; 048-832-0110 Ext.2247

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

路線名	鴻巣川島線
供用開始の区間	鴻巣市箕田字苗木五六五番一地先から同市箕田字苗木五七四番一地先まで
供用開始の期日	平成二十六年二月二十一日
備考	平成二十五年十一月二十二日付け北本県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五七・九〇メートル

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

<p>路線名</p>	<p>鎌塚鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鴻巣市箕田字苗木四一八番一地先から同市箕田字苗木五七四番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年二月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年十一月二十二日付け北本県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五一・〇〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年二月三日

指令川建セ第二五〇〇四四一号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十七日

川建セ第二五〇一四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下小見野字矢代町六六三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市元宿一丁目二番地四 リプレックスT二〇一

柳川 泰宏

埼玉県東松山市元宿一丁目二番地四 リプレックスT二〇一

柳川 智絵

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月五日

指令川建セ第二五〇〇五六〇号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十四日

川建セ第二五〇一四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字市場二千四百二十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市板井七百七十六番地十五

小野里 喜之

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季



指 定 番 号	十五号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 六 年 二 月 七 日
指 定 道 路 の 位 置	埼 玉 県 飯 能 市 川 寺 三 百 四 十 七 号 八 〇 二 百 四 十 七 号 十
指 定 道 路 の 延 長 ( 単 位 メートル )	三 十 九 ・ 六 〇 メートル
指 定 道 路 の 幅 員 ( 単 位 メートル )	六 ・ 〇 〇 メートル

# 告 示

埼玉県選管告示第十号

埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）を次により行う。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十六年三月二日

二 選挙すべき議員数 二人

# 告 示

埼玉県選管告示第十一号

平成二十六年三月二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

選挙長

埼玉県川口市栄町三丁目二番二〇 二〇二号 湊 成 雄

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川口市大字安行九九三番地 五 島 淳

# 告 示

埼玉県選管告示第十二号

平成二十六年三月二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年二月二十一日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 告 示

埼玉県選管告示第十三号

平成二十六年三月二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

九、三七一、〇〇〇円